

中距離列車への障害者対応トイレの早期整備を求める意見書（案）

2000年11月に高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）が施行され、JRや私鉄各社の鉄道駅施設等が漸次整備され、高齢者や身体障害者の移動の権利と自由が確保されつつあります。

しかしながら、駅施設のバリアフリー化が進む一方で、列車そのもののバリアフリー化が立ち遅れ、高齢者や身体障害者の移動の権利を保障するものとなっていません。特に、障害者対応トイレについては、JRや大手私鉄各社においても、長距離特急列車等のいわゆる「優等列車」での整備は進んでいるものの、100km前後を営業キロとする中距離列車での整備の遅れが目立っています。

交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化基準」においては、「車両に便所を設ける場合、1列車ごとに1以上は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること」を求めています。

よって、文京区議会は、政府並びに国会に対し、中距離列車への障害者対応トイレの早期整備の実を上げるため、各鉄道事業者への指導と援助及び関係法令等の改正を含め、所要の措置を講じるよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

国土交通大臣 あて

衆議院議長

参議院議長